



2014年度 9月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定・実技試験

# 2級 損保顧客

## 資産相談業務

実施日◆2014年9月14日(日)

試験時間◆13:30~15:00(90分)

### ★ 注 意 ★

1. 受検する種目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の種目の略称」と「解答用紙左上部の種目の略称」の一致を確認してください。
2. 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
3. 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
4. 試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
5. 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
6. 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
7. 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
8. その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退席時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は9月14日(日)午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。  
(<http://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。上記のURLに直接アクセスしてください。

○10月27日(予定)に合否通知書を発送します(到着までに1週間程度を要することがあります)。また、当会のホームページ(<https://kentei.kinzai.or.jp/announce/>)、または携帯サイト(<http://m.kinzai.or.jp/>)で、受検番号の入力により合否を確認できます。

厚生労働大臣指定試験機関 一般社団法人 金融財政事情研究会

〒160-8529 東京都新宿区荒木町2-3 TEL 03-3358-0771

----- 解答にあたっての注意 -----

1．試験問題については、特に指示のない限り、2014年4月1日現在  
施行の法令等に基づいて、解答してください。

なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例  
等の各種特例については考慮しないものとします。

2．問題は、【第1問】から【第5問】まであります。

3．各問の問題番号は、通し番号になっており、《問1》から《問15》  
までとなっています。

4．解答にあたっては、各設例および各問に記載された条件・指示に従  
うものとし、それ以外については考慮しないものとします。

5．解答は、解答用紙に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問1》～《問3》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは、平成26年8月25日に病気により45歳で死亡した。Aさんの家族は、妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんの4人である。妻Bさんは、遺族に対する公的年金制度からの給付に関して詳しく知りたいと思い、知り合いのファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

Aさんおよび家族に関する資料は、以下のとおりである。

< Aさんおよび家族に関する資料（死亡時）>

Aさん

生年月日 : 昭和44年4月5日  
死亡年月日 : 平成26年8月25日  
厚生年金保険の加入歴 : 平成15年3月まで132月（平均標準報酬月額 280,000円）  
平成15年4月から136月（平均標準報酬月額 400,000円）  
国民年金の加入歴 : 20歳から就職するまでの大学生であった期間は、国民年金の保険料を納付していた。

妻Bさん

生年月日 : 昭和46年10月10日（42歳）  
厚生年金保険の加入歴 : 平成6年4月から60月  
国民年金の加入歴 : 20歳から就職するまでの大学生であった期間は、第1号被保険者として保険料を納付、Aさんと結婚（平成11年4月）後は、第3号被保険者として加入していた。

長男Cさん（中学生）

生年月日 : 平成12年5月7日（14歳）

二男Dさん（小学生）

生年月日 : 平成16年8月1日（10歳）

妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、Aさんと同居し、生計維持関係にあった。妻Bさん、長男Cさんおよび二男Dさんは、現在および将来においても公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問1》 Mさんは、妻Bさんに対して、公的年金制度における遺族給付に係る保険料納付要件および遺族の範囲等について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～リのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「遺族基礎年金および遺族厚生年金の保険料納付要件は、[ ]死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの国民年金の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が全被保険者期間の( )以上あること、[ ]平成38年4月1日前に65歳未満の者が死亡した場合は、[ ]の要件を満たしていなくても、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの( )間に保険料滞納期間がないことです。

次に、遺族給付を受給することができる遺族の範囲ですが、遺族基礎年金と遺族厚生年金では異なります。遺族基礎年金を受給することができる遺族は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた『子のある配偶者』または『子』です。『子』とは、( )到達年度の末日までの間にあるか、20歳未満で障害等級1級または2級に該当する障害の状態にあり、かつ、現に婚姻していない子です。一方、遺族厚生年金を受給することができる遺族は、死亡した被保険者等によって生計を維持されていた『配偶者、子、父母、孫、祖父母』ですが、受給するには優先順位があり、また、妻以外の遺族には年齢等の要件があります」

語句群

イ．3分の1    口．3分の2    ハ．2分の1    ニ．1年    ホ．3年  
ヘ．5年    ト．12歳    チ．15歳    リ．18歳

《問2》 妻Bさんが受給することができる遺族厚生年金の年金額を，計算過程を示して求めなさい。計算にあたっては，《設例》および下記の〈資料〉を利用し，加算額については考慮しないものとする。また，平成26年度価額（物価スライド特例措置による金額）に基づいて計算し，答は円単位とすること。なお，端数処理は以下のとおりとすること。

・〔計算過程〕は，円未満を四捨五入

・答の年金額は，50円未満を切り捨て，50円以上100円未満を100円に切り上げ

〈資料〉

$$\text{遺族厚生年金の年金額} = ( \quad + \quad ) \times \frac{\text{月}}{268\text{月}} \times 1.031 \times 0.961 \times \text{—}$$

平成15年3月以前の期間分

$$\text{平均標準報酬月額} \times \frac{7.5}{1,000} \times \text{平成15年3月以前の被保険者期間の月数}$$

平成15年4月以後の期間分

$$\text{平均標準報酬額} \times \frac{5.769}{1,000} \times \text{平成15年4月以後の被保険者期間の月数}$$

問題の性質上，明らかにできない部分は「            」 「            」 「            」 で示してある。

《問3》 Mさんが，妻Bさんに対して説明した遺族給付に関する次の記述 ～ について，適切なものには○印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「Bさんが受給することができる遺族基礎年金の額は，77万2,800円に長男Cさん（22万2,400円）および二男Dさん（7万4,100円）の加算額を加えた106万9,300円となります」

「遺族年金は，原則として，毎年2月，4月，6月，8月，10月および12月の6期に，それぞれの前月までの分が支給されます」

「Bさんが厚生年金保険の被保険者として働き始めた場合，遺族厚生年金は，総報酬月額相当額の多寡によって，年金額の一部または全部が支給停止となる場合があります」

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問4》～《問6》）に答えなさい。

《設 例》

会員のAさん（31歳）は、妻Bさん（30歳）との2人暮らしである。Aさんは、平成26年11月の第1子の誕生を控え、新築住宅の購入を考えており、火災保険や地震保険の商品概要等について知りたいと考えている。

そこで、Aさんは、懇意にしているファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問4》 Mさんは、Aさんに対して、火災保険の商品概要等について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述～について、適切なものには印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「多くの火災保険では、地震や噴火またはこれらによる津波を原因とする火災により、保険の目的物である建物が全焼した場合に限り、保険金額の10%が地震火災費用保険金として支払われます」

「Aさんが火災保険に加入後、契約した損害保険会社が破綻した場合、損害保険契約者保護機構により、Aさんの保険契約は保護されます。この場合の補償割合は、一律、契約した保険金額の90%です」

「仮に、Aさんが新築住宅を購入し、その新築住宅が火災によって損害を受け、その損害額（保険金、損害賠償金等を差し引いた残額）が時価の3分の1以上になった場合、一定の要件を満たせば、災害減免法による所得税の税額の減免を受けることができます」

《問5》 Mさんは、Aさんに対して、地震保険の商品概要等について説明した。Mさんの、Aさんに対する説明に関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

「地震保険は、地震や噴火またはこれらによる津波（以下、「地震等」という）を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害（政令で定めるものに限る）を補償するものですので、地震等の際における保険の対象の紛失や盗難は補償の対象とはなりません」

「地震保険は、火災保険契約等に原則として自動付帯することとされているため、Aさんが地震保険契約を希望しない場合は、火災保険契約申込書に地震保険は申し込まないという確認印を押すことで意思を明示することになります」

「地震保険は、民間保険会社各社が独自に保険料率を設定しているため、建物の構造や所在地、補償内容等が同一であっても、保険料が異なりますので、数社の保険商品を比較して契約するようにしてください」

《問6》 Mさんは、Aさんが火災保険に加入した後に火災が発生した場合における保険金支払例を説明した。Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を、下記の 語句群 のイ～又のなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

「仮に、Aさんが保険価額2,500万円の住宅に、保険金額を1,000万円として火災保険に加入した場合を例にご説明します。通常、こうした保険は（ ）保険と呼ばれます。この火災保険に加入した後、Aさんの住宅が火災に遭い、損害が生じたとしましょう。この場合、支払われる損害保険金は（ ）てん補により算出されることとなります。損害額が500万円であった場合の損害保険金の額は、下記の算式で計算すると（ ）となり、十分な補償は得られません。

$$\text{損害保険金の額} = \text{損害額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額} \times 80\%}$$

また、（ ）特約を付帯すれば、原則として、再調達価額（新価）を基準に保険金額が設定されるため、損害額の実損払い（保険金額が限度）が可能となります」

語句群

イ．一部      口．比例      八．全部      二．特例      ホ．200万円      へ．250万円  
ト．500万円      チ．全部保険      リ．比例てん補不適用      又．価額協定保険



【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問7》～《問9》）に答えなさい。

《設 例》

Aさん（62歳）は、X株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長である。X社は、弁当の製造、店舗販売および配達を行っており、従業員は15名である。妻Bさん（62歳）と長男Cさん（35歳）も社員としてX社に従事しており、長男Cさんが後継者として成長してきたのを機に、Aさん自身は社長退任を視野に入れている。

また、最近、近隣の中華料理店でガス爆発があり、店の従業員や顧客が負傷した被害を目の当たりにし、こうした場合に備える保険を検討するようになった。損害保険会社に相談したところ下記のような労働災害総合保険の提案があったため、知り合いのファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

< X社が提案を受けた労働災害総合保険に関する資料 >

契約者（＝保険料負担者）・被保険者	：	X社
平均被用者数	：	15名
賃金総額（年間）	：	8,000万円
保険金額および保険料	：	下記のとおり（一部抜粋）
死亡補償保険金	……………	3,000万円
後遺障害補償保険金	……………	3,000万円（1級）～100万円（14級）
休業補償保険金	……………	3,000円（1日当たり）
使用者賠償	……………	1名につき3,000万円、1災害につき1億円
年間保険料	……………	80万円
保険開始日	：	平成27年1月1日（保険期間1年）
X社の決算期間	：	1月1日～12月31日

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問7》 仮に、Aさんが役員在任期間（勤続年数）27年1カ月で退任し、X社が役員退職金として2,000万円を支給した場合、Aさんが受け取る役員退職金に係る退職所得の金額を、解答用紙の手順に従い、計算過程を示して求めなさい。答は万円単位とすること。なお、Aさんは、これ以外に退職手当等の収入はなく、障害者になったことが退職の直接の原因ではないものとする。

《問8》 Mさんは、Aさんに対して、損害保険を活用した法人のリスク管理についてアドバイスした。Mさんの、Aさんに対するアドバイスに関する次の記述 ~ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。なお、各選択肢の損害保険商品には、いずれも特約を付帯していないものとする。

「弁当の販売店舗で火災や爆発が発生し、営業が休止した場合の利益の減少に備え、店舗休業保険に加入することを検討してみてもいいでしょうか。なお、店舗休業保険から支払われる保険金は、益金として算入されます」

「弁当を購入した顧客が食中毒を起こした場合の賠償責任リスクに備え、受託者賠償責任保険に加入することを検討してみてもいいでしょうか。受託者賠償責任保険に加入することにより、X社が製造・販売した生産物の欠陥に起因して他人の身体に障害を与えた場合に、法律上の賠償責任を負うことによる損害に対して保険金が支払われます」

「弁当の配達を担当する従業員が、配達中の事故によってケガを負う場合に備え、就業中を補償の対象とする傷害保険に加入することを検討してみてもいいでしょうか」

《問9》 X社が提案を受けている労働災害総合保険に関して、Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章等の空欄 ~ に入る最も適切な語句または数値を、下記の 語句群 のイ ~ ルのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。なお、暫定保険料支払日は平成27年1月1日、確定保険料精算日は平成28年1月1日以降とし、問題の性質上、明らかにできない部分は「 \_\_\_\_\_ 」で示してある。

「労働災害総合保険は業務災害リスクに備える損害保険商品で、政府が管掌する労働者災害補償保険の上乗せ補償を目的とした( \_\_\_\_\_ )保険と、企業が従業員等に対し法律上の損害賠償責任を負った場合を補償対象とする( \_\_\_\_\_ )保険から構成されています。

契約時には、平均被用者数や賃金総額の見込額等に基づき算出された暫定保険料を支払い、保険期間終了後に実際の数値に基づき算出された確定保険料と暫定保険料の差額を精算する契約方式が一般的です。

仮に、X社が提案を受けている労働災害総合保険に《設例》の条件で加入し、契約時に暫定保険料80万円を支払い、保険期間終了時の確定保険料が70万円であった場合の経理処理は、以下のようになります」

< 保険期間終了時に保険料を精算した場合の経理処理（仕訳）>

借 方		貸 方	
現金・預金	万円	( _____ )	( _____ )万円

語句群

- |            |                 |                      |
|------------|-----------------|----------------------|
| イ．災害付帯費用補償 | ロ．施設所有（管理）者賠償責任 | ハ．法定外補償              |
| ニ．賠償付帯費用補償 | ホ．使用者賠償責任       | ヘ．雇用関係賠償責任           |
| ト．雑損失      | チ．雑収入           | リ．10    又．70    ル．80 |

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第4問】 次の設例に基づいて，下記の各問（《問10》～《問12》）に答えなさい。

《設 例》

会社員のAさんは，平成26年11月に金融機関からの借入れを利用（団体信用生命保険に加入予定）して，戸建の中古住宅を購入する予定である。Aさんは，住宅借入金等特別控除の適用を受けるために，所得税の確定申告をするつもりである。

Aさんの家族に関する資料や取得する中古住宅に関する資料等は，以下のとおりである。

< Aさんの家族に関する資料 >

Aさん（33歳）： 平成26年中に給与収入550万円を得ている。  
妻Bさん（29歳）： 平成26年中にパートにより給与収入100万円を得ている。  
長男Cさん（3歳）： 平成26年中の収入はない。

< Aさんが平成26年中に解約した生命保険に関する資料 >

保険の種類： 一時払変額個人年金保険（無配当）  
契約年月： 平成18年7月  
契約者（＝保険料負担者）・被保険者： Aさん  
死亡給付金受取人： 妻Bさん  
解約返戻金額： 680万円  
一時払保険料： 600万円

< Aさんが取得する中古住宅に関する資料 >

土地（すべて居住用）： 1,000万円（取得価額）  
建物（すべて居住用）： 800万円（取得価額）  
資金調達方法： 自己資金.....800万円  
銀行借入金.....1,000万円  
火災保険： 一時払保険料 25万円（保険期間30年）  
地震保険： 年払保険料 3万円（保険期間1年）

住宅借入金等特別控除の適用要件は，すべて満たしているものとする。

Aさんが取得する中古住宅は，認定長期優良住宅および認定低炭素住宅には該当しない。

借入期間は20年，平成26年12月末の借入金残高は980万円とする。

妻Bさんおよび長男Cさんは，Aさんと同居し，生計を一にしている。

家族は，いずれも障害者または特別障害者には該当しない。

家族の年齢は，いずれも平成26年12月31日現在のものである。

上記以外の条件は考慮せず，各問に従うこと。

《問10》 所得税における住宅借入金等特別控除（以下、「本控除」という）の適用要件等に関する以下の文章の空欄 ～ に入る最も適切な数値を、下記の 数値群 のイ～チのなかから選び、その記号を解答用紙に記入しなさい。

本控除の適用対象となる住宅の要件は、床面積が（ ）㎡以上であり、かつ、床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住の用に供するものであることや、その家屋が耐火建築物でない中古住宅である場合、その取得の日以前（ ）年以内に建築され、または、一定の耐震基準に適合するものであることなどとなっている。

なお、本控除の適用対象となる住宅借入金等は、償還期間が（ ）年以上の割賦償還の方法により返済することとされているものである。

数値群

イ . 10	ロ . 15	ハ . 20	ニ . 25	ホ . 50	ヘ . 75	ト . 100
チ . 240						

《問11》 Aさんの平成26年分の所得税額の計算に関する次の記述 ～ について、適切なものには 印を、不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

長男Cさんは、控除対象扶養親族に該当するため、Aさんは、長男Cさんについて38万円の扶養控除の適用を受けることができる。

Aさんが支払う予定の火災保険および地震保険の保険料は所得控除の対象となり、いずれも地震保険料控除の適用を受けることができる。

一時払変額個人年金保険の解約返戻金額は、一時所得の対象となる。一時所得の金額は、解約返戻金額から一時払保険料を差し引き、さらに50万円の特別控除を控除した金額となる。

《問12》 Aさんの平成26年分の所得税の確定申告により還付される所得税額等を計算した下記の表の空欄 ~ に入る最も適切な数値を求めなさい。なお，問題の性質上，明らかにできない部分は「            」で示してある。

	給与所得の金額	(        )円
	一時所得の金額	円
( a )	総所得金額	円
	社会保険料控除	円
	地震保険料控除	(        )円
	配偶者控除	380,000円
	扶養控除	円
	基礎控除	380,000円
( b )	所得控除の額の合計額	円
( c )	課税総所得金額	2,306,000円
( d )	算出税額(( c )に対する所得税額)	(        )円
( e )	住宅借入金等特別控除	(        )円
( f )	差引所得税額	円
( g )	復興特別所得税額	円
( h )	所得税および復興特別所得税の額	円
( i )	所得税および復興特別所得税の源泉徴収税額	円
( j )	還付される所得税および復興特別所得税の額	円

<資料> 給与所得控除額

給与収入金額		給与所得控除額
万円超	万円以下	
	180	収入金額 × 40% (65万円に満たない場合は, 65万円)
180	~ 360	収入金額 × 30% + 18万円
360	~ 660	収入金額 × 20% + 54万円
660	~ 1,000	収入金額 × 10% + 120万円
1,000	~ 1,500	収入金額 × 5% + 170万円
1,500	~	245万円

<資料> 所得税の速算表

課税総所得金額		税率	控除額
万円超	万円以下		
	195	5%	-
195	~ 330	10%	9万7,500円
330	~ 695	20%	42万7,500円
695	~ 900	23%	63万6,000円
900	~ 1,800	33%	153万6,000円
1,800	~	40%	279万6,000円



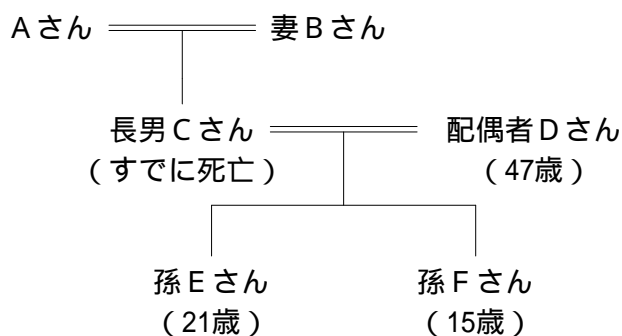
【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問13》～《問15》）に答えなさい。

《設例》

Aさん（75歳）は、妻Bさん（68歳）との2人暮らしである。Aさんは、60歳のときにそれまで勤めていた会社を退職し、現在は、保有する賃貸アパートからの家賃収入と年金収入で生計を立てている。昨年、長男Cさんが急逝し、Aさんは、残された長男Cさんの配偶者や孫たちの生活を案じている。Aさんは、残された長男Cさんの家族が安定した生活を送ることができるよう、賃貸アパートや現預金の贈与を検討している。

Aさんの親族関係図等は、以下のとおりである。

< Aさんの親族関係図 >



< Aさんが贈与することを検討している賃貸アパートの内容 >

部屋数	:	8室
年間家賃収入	:	768万円
年間必要経費	:	160万円
相続税評価額（土地および建物）	:	3,000万円

年齢は、いずれも平成26年1月1日現在のものである。

Dさん、孫Eさんおよび孫Fさんは、これまでにAさんからの贈与を受けた事実はない。

上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問13》 Dさん，孫Eさんおよび孫Fさんが，平成26年中にAさんから贈与を受けた場合に関する次の記述 ~ について，適切なものには 印を，不適切なものには×印を解答用紙に記入しなさい。

Dさんが，Aさんから賃貸アパートの贈与を受けた場合，その贈与について，相続時精算課税制度の適用を受けることができる。

孫Eさんが，Aさんから賃貸アパートの贈与を受け，その贈与について，相続時精算課税制度の適用を受けた場合，その翌年以後，Aさんから受ける現金の贈与については，暦年課税を選択することができない。

孫Fさんが，「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税」の適用を受けて，Aさんから教育資金の一括贈与を受けた場合，2,500万円までの金額に相当する部分の価額が贈与税の課税価格に算入されない。

《問14》 相続時精算課税制度（以下，「本制度」という）に関する以下の文章の空欄 ~ に入る最も適切な語句を，下記の 語句群 のイ～チのなかから選び，その記号を解答用紙に記入しなさい。

平成26年中に贈与を受け，本制度の適用を受けるためには，住宅取得等資金の贈与を受けた場合の本制度の特例によるものを除き，平成26年1月1日時点において，贈与者の年齢は65歳以上，受贈者の年齢は（ ）以上でなければならない。

本制度の適用を受けた後に特定贈与者の相続が発生した場合，本制度の適用を受けた贈与財産の（ ）における価額と相続財産の価額とを合算した金額を基に計算した相続税額からすでに納付した贈与税相当額を控除して，納付すべき相続税額を算出する。

なお，相続税額から控除しきれない本制度に係る贈与税相当額があり，相続税の申告をした場合，その還付を受けること（ ）。

語句群

イ．15歳    ロ．18歳    ハ．20歳    ニ．贈与時    ホ．相続時  
ヘ．相続開始年の1月1日    ト．ができる    チ．はできない

《問15》 平成26年中のAさんからの贈与に関し、以下の　、　の額を求めなさい。なお、計算にあたっては、　および　ともに計算過程を示し、答　は万円単位とすること。

Dさんが現金500万円の贈与を受けた場合の贈与税額を求めなさい。なお、Dさんは、暦年課税の適用を受けるものとする。

孫Eさんが《設例》の賃貸アパート（土地および建物）の贈与を受けた場合の贈与税額を求めなさい。なお、孫Eさんは、相続時精算課税の適用を受けるものとする。

<資料> 贈与税の速算表

基礎控除および配偶者控除後の課税価格		税率	控除額
万円超	万円以下		
	200	10%	-
200	～ 300	15%	10万円
300	～ 400	20%	25万円
400	～ 600	30%	65万円
600	～ 1,000	40%	125万円
1,000	～	50%	225万円

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）